資料４
H28.3.29 荒尾市民病院あり方検討会

新改革プランの概要

※新公立病院改革ガイドライン（総務省 H27.3.31）を基に作成

◆策定時期：H27or28 年度中
※地域医療構想調整会議の合意事項と齟齬が生じた場合は速やかに修正すべき

◆対象期間：策定年度 or 策定の次年度～H32 年度を標準とする

◆内容：4つの視点に立って改革を進める

（1）地域医療構想を踏まえた役割の明確化

①地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割
当面の診療科目等の医療提供内容だけでなく、地域医療構想と整合性のとれた形で、将来の病床機能のあり方を示すなどの具体的な将来像（2025 年）が示されていなければならない

②地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割
例えば、在宅医療に関する当該公立病院の役割、住民の健康づくりの強化に当たっての具体的な機能など、果たすべき役割を明らかにすべき

③一般会計負担の考え方
地域医療の確保のため果たすべき役割を明らかにした上で、これに対応して一般会計が負担すべき経費の範囲についての考え方及び一般会計等負担金の算定基準（繰出基準）を記載

④医療機能等指標に係る数値目標の設定
1）医療機能・医療品質に係るもの…救急患者数、手術件数、臨床研修医の受入件数、医師派遣等件数、紹介率・逆紹介率、訪問診療・看護件数、在宅復帰率、リハビリ件数、分娩件数、クリニカルパス件数 など
2）その他…患者満足度、健康・医療相談件数 など

⑤住民の理解
医療機能を見直す場合には、これを住民がしっかりと理解し納得するための取組が求められる

(2)経営の効率化

①経営指標に係る数値目標の設定

全国の公立病院、民間病院等の状況も参考にしつつ、原則として、個々の病院単位を基本として新改革プラン対象期間末時点における数値目標を定める

※経常収支比率及び医業収支比率については必須、以下は例示

1)収支改善に係るもの…経常収支比率、医業収支比率、修正医業収支比率、不良債務比率、資金不足比率、累積欠損金比率 など

2)経費削減に係るもの…材料費・薬品費・委託費・職員給与費・減価償却費などの対医業収益比率、医薬材料費の一括購入による○%削減、100 床当たり職員数、後発医薬品の使用割合 など

3)収入確保に係るもの…1日当たり入院・外来患者数、入院・外来患者1人1日当たり診療収入、医師(看護師)1人当たり入院・外来診療収入、病床利用率、平均在院日数、DPC機能評価係数など診療報酬に関する指標 など

4)経営の安定性に係るもの…医師数、純資産の額、現金保有残高、企業債残高など

②経常収支比率に係る目標設定の考え方

対象期間中に経常黒字化する数値目標を定める(仮にそれが著しく困難な場合には、経常黒字化を目指す時期及びその道筋を明らかにする)

③目標達成に向けた具体的な取組み

民間的経営手法の導入、事業規模・事業形態の見直し、経費削減・抑制対策、収入増加・確保対策などについて、具体的にどのような取組をどの時期に行うかを明記する

※経営の効率化に当たっては、特に以下の点に留意

1)医師等の人材の確保・育成

2)経営感覚に富む人材の登用及び事務職員の人材開発の強化

3)民間病院との比較

4)施設・設備整備費の抑制等

新設・建替等に当たっては、公立病院として果たすべき役割を踏まえ必要な機能を確保しつつ、引き続き建築単価の抑制を図るとともに、近年の建設費上昇の動向を踏まえた整備時期の検討、民間病院・公的病院の状況も踏まえた整備面積の精査等により整備費の抑制に取り組むべき

5)病床利用率が特に低水準である病院における取組

病床利用率が過去3年間連続して 70%未満の病院は、病床数の削減、診療所化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなど、再度抜本的な見直しを検討

④新改革プラン対象期間中の各年度の収支計画等

収支計画は、診療報酬の改定等の経営環境の変化により影響を受けるため、策定後においても、必要な見直しを行うことが適当

(3)再編・ネットワーク化

①再編・ネットワーク化に係る計画の明記

都道府県と十分連携しつつ、二次医療圏単位で予定される公立病院等の再編・ネットワーク化の概要と当該公立病院が講じるべき具体的な措置について、その実施予定時期を含めて記載

②取組病院の更なる拡大

施設の新設・建替等を行う予定の公立病院については、新改革プランの策定のタイミングを捉え、再編・ネットワーク化の必要性について十分な検討を行うべき

③再編・ネットワーク化に係る留意事項

1)二次医療圏等単位での経営主体の統合の推進

2)医師派遣等に係る拠点機能を有する病院整備

3)病院機能の再構成

(4)経営形態の見直し

①経営形態の見直しに係る計画の明記

民間的経営手法の導入等の観点から行おうとする経営形態の見直しについて、新経営形態への移行計画の概要(移行スケジュールを含む。)を記載

②経営形態の見直しに係る留意事項

全部適用によって所期の効果が達成されない場合には、地方独立行政法人化など、更なる経営形態の見直しに向け直ちに取り組むことが適当

※ガイドラインには、その他、現在の経営形態に応じた留意事項の記載あり

◆実施状況の点検・評価・公表

○地方公共団体は、策定した新改革プランを住民に対して速やかに公表するとともに、その実施状況をおおむね年1回以上点検・評価を行う

○評価の過程においては、例えば有識者や地域住民等の参加を得て設置した委員会等に諮問するなどにより、評価の客観性を確保する必要がある

○単に財務内容の改善に係る数値目標の達成状況のみならず、例えば、当該病院の医師、看護師等の参加を求めて、公立病院として期待される医療機能の発揮の状況等についても併せて評価、検証することが望ましい

○点検・評価・公表に際し、立地条件や病床規模が類似した他の公立病院や民間病院等における状況等を併せて明らかにするなど、住民が理解・評価しやすいよう、積極的な情報開示に努めるものとする

○点検・評価等の結果、新改革プランに掲げた数値目標の達成が著しく困難である場合には、抜本的な見直しを含め新改革プランの改定を行うことが適当